

紀要

第 13 号

2000. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

古代における遺跡群の一形態

－8世紀後半における近江国府の基本構想－

村井毅史

1. 緒 言

1) 古代の滋賀県下において、広域で、正方位を指向する地割の存在といった特殊な条件を満たす遺跡、もしくは遺跡群は、滋賀郡条里、湖西の日置前遺跡、湖南の手原遺跡、大将軍遺跡と岡田追分遺跡周辺の遺跡群、瀬田川左岸に拡がる遺跡群が数えられるに過ぎない。

この中でも大津京の系譜を引く可能性がある滋賀郡条里を除いて、広域性、規模・内容的にも圧倒的なのが琵琶湖が瀬田川と名前を変える付近の左岸に拡がる遺跡群である。本稿ではこれを近江国府遺跡群と呼称する。

この遺跡群はこれまでの歴史地理学的研究で、古代における近江の中核的官衙である近江国府と、これに付属する施設群であるとほぼ断定されている。

考古学的観点からも、基壇立ち建物の存在、瓦の出土頻度の高さから同様の評価が与えられている。この範囲は差し渡し1.6kmに及び、古代近江においてこの遺跡群が重要な役割を果たしていたことは間違いない。

よってこれまでの研究通りこれを近江国府と認識する。

2) この遺跡群の北部は既に近江国府跡として方8町の規模を有する国府域の存在が指摘されてきた。これは三大寺丘陵上を扇曲しつつ通る近世東海道が栗太郡の条里地割と異なる正方位を指向し、1町間隔で屈曲することから導かれた。

当初、国府は大江付近に推定され、国府域は1町=360尺の8町四方とされ、都城と同じ北闕型をとるとみられてきた。

しかしこの中軸線上に位置する、三大寺遺跡における1964年度の発掘調査によって検出された遺構は政府跡とされ、ここが国府であると断定された。これにより国府を南半部中央に置くプランが提示された。

また、三大寺丘陵の裾を高橋川が直角に屈曲する

ことから、これを視野に入れた1町=360尺、国府域9町四方の修正案も出された。

ところが国府域と見做される範囲を発掘しても8世紀に遡る遺構がほとんど検出されず、国府を面的に捉える従来の説に疑問が出されはじめていた。

3) 最近では国府に関連するとみられる瓦が出土・採取される遺跡の分布が、高橋川の集水域の、堂ノ上遺跡、瀬田廃寺、中路遺跡、青江遺跡、惣山遺跡と三大寺丘陵上の国府跡に限られてくる事実。

そしてこの遺跡群の西端に唐橋遺跡が発見され、瀬田川を挟んで帶状に国府関連施設が散在する状況が観守され、この結果官道に沿って国府の主要な施設が配置され、散在的な国府域が形成されるという考えが提示されている。

4) ところが、1997年度迄の惣山遺跡調査から、この遺跡が、全12棟、全長300mの総柱瓦葺倉庫列を中心とした、大規模な遺跡であることが明らかとなった。この倉庫列は国府跡の東400mに位置し、正南北方向に丘陵を縱断して設けられている。この位置はこれ迄、歴史地理学によって推定してきた国府域の東延長部分に相当する。

5) 残存地割は、大津市大江五丁目から、瀬田三丁目にかけてN-4°-E弱の地割が散在的に分布する。栗太郡条里とは全く異なる方位の地割が限られた範囲に存在することは、その背景に同一事情が在るものと考えられる。

但し、これらの地割は、北部の大江付近と三大寺丘陵を挟んだ、南部の高橋川流域に半坪、180尺の不整合が生じており、また唐橋東詰めにも同様の地割が残存している。しかしこれらは条里地割のような面的な纏まりにかける。

これまでの研究ではこれらを全体の中に総体的に位置付けられていない。よってこれらの地割の存在を整合的に捉える必要が在る。

以上の点に留意して近江国府像を提示するのが本

稿の目的である。

2. 瀬田川左岸の地形と遺跡（第1図）

遺跡の立地は遺跡を考える上で重要な要素であるここでは遺跡と地形の関係を中心に考えたい。

この地域の地形は、瀬田丘陵から延びる尾根筋（丘陵）と、玉浦付近を要とする扇状に解析された谷地形によって形成されている。

遺跡は主として丘陵上に立地していることから、本稿では玉浦から南への線を基軸として、逆時計回りに各地形にアルファベットを付して地形と遺跡の状況を述べる。

丘陵地形A-1

瀬田丘陵から北西に延びる西から1本目の丘陵である。丘陵地形A-2に隣接する。丘陵上には瀬田廃寺が営まれている。

瀬田廃寺 瀬田廃寺の伽藍配置は金堂の東西に僧房を、南に塔を配置し、塔の東西を廊とし南は築地塀で囲んでおり、四天王寺式の変形とみられている。塔・金堂間の心々距離は33m（110尺）、塔・南築地間も33m（110尺）、塔・僧房の心々距離は32.5m（108尺）であった¹⁰⁰。

瀬田廃寺の中心伽藍は、狭い尾根上に確保された南北55m、東西45mの平坦地の中央に塔を配置し、塔の周囲に広い空間を確保している。

塔の周囲をゆったりと取巻く空間の存在は、この寺院の中心伽藍が塔であることを如実に示し、寺院の存在上重要な位置を占めていることを表しており、瀬田廃寺は塔を核とした同心円構造意図して伽藍配置が決定されたとみられる。

また国府における最高のランドマークとして、塔が重要な役割を担っていたことが考えられる。

この丘陵A-1上にはこの他にも瀬田廃寺に付属する施設が存在しその遺構や痕跡が読み取れる筈であった。しかし調査前の瀬田廃寺の中心部分には調査時の実測図にみられるように、低い土壘とこの周囲を浅い堀が廻っており、また尾根先端付近に掘切とみられる部分が読み取れることから、唐橋東詰めという戦略上の要地故、16世紀後半頃に陣城が構築されていたことが明白であり、これによって瀬田廃寺固有の遺構やこれに由来する地割が失われた可能

性は十分に考えられる。

丘陵地形A-2

現在の神領三丁目周辺に位置する独立の小丘陵を呼称する。丘陵地形A-1の延長とみられる。丘陵上に堂ノ上遺跡が立地する。

堂ノ上遺跡 堂ノ上遺跡は最初に瓦葺の建物群が丘陵A-2上全域に建てられていたとみられる。東半分は後世の削平のため状況が全く不明であるが僅かな痕跡から西半分と同様建物が存在していたとみられている。状況が或る程度把握できた西半部では、周囲を築地塀で囲んだ東西棟の瓦葺建物跡が検出されている¹⁰¹。

丘陵地形A-3

現在の瀬田二丁目付近を呼称する。丘陵地形A-1・2の東から北に拡がる。瀬田川に西接し、対岸の唐橋町の間に中島を介して、唐橋が架けられていたことが確認されている。

丘陵の上には1辺360尺を基準とする地割がみられる。この範囲の拡がりは、北側では近世東海道がこの地割に影響されていないことから、ここまで及んでいなかったとみられる。

丘陵地形：A-4とは東海道新幹線、名神高速道路が通る谷を介して南接する。

唐橋遺跡 1988年の発掘調査によって7世紀代に遡る可能性のある橋脚基礎2基が検出された¹⁰²。

これによって古代における瀬田川の架橋位置は、それまで存在が推定されていた近世唐橋よりも100m程南にずれていたことが明らかになった。

そして、これより丘陵地形A-2を乗り越えて東へ延びる地割が、唐橋と密接な関係に在ることが明白となった。

丘陵地形A-4

丘陵地形A-1から派生する台地状の微高地である。現在の瀬田三丁目、野郷原二丁目に相当する。瀬田丘陵本体との間にも浅い谷状地形が入る。A-3から拡がる1辺360尺の地割が認められる。野畠遺跡が立地する。

野畠遺跡 野畠遺跡からは国府域等とほぼ同じ方位を採用する遺構が検出されており近江国府に関連する遺跡とみられる。

野畠遺跡の第一次調査地では8世紀第2四半期に



第1図 周辺地形図 ($S = 1/25,000$)

廻る遺構が存在し、桁行が16~16.5m、梁間5.1mもある東西棟の側柱掘立柱建物2棟が、2.1mの間隔を明けて直列して配置され、桁行と梁間が揃っていることから同時に存在したものとみられている。またこの南面は無遺構の広場になっている。

よって2棟で全長35mもの長大な建築列を形成していたことになり、見るものを威圧する効果を狙ったものとみられる。この調査区の東側には瀬田と田上を結び、丘陵地形A-3・4上に施行された1辺360尺の地割に乗る道路が南北に延びている。

この道路を通るものにとって、この長大な建物は前方に立ちはだかり、近江国府の権威を示す存在としても機能したと思われる。

遺跡の第二次調査地では8世紀中葉以降の遺構が検出され、建物的にもやや小振りで、全体に計画制が認めにくい。また瓦窯、フイゴの羽口等が出土しており、工房的な性格を含む遺構群とみられている。
谷底平地a-1

丘陵地形：A-1・2とB-1・2・3間の尾根麓に沿って形成された谷底平地である。

丘陵地形B-1 瀬田丘陵から北西へ延びる2本目の丘陵の南部を呼称する。

丘陵地形B-2 瀬田丘陵から北西へ延びる2本目の丘陵の中部を呼称する。先端は高橋川によって切斷され、丘陵地形B-3に対する。

北に向かって緩やかに傾斜し、国府中軸線に対向する位置に幅20m、奥行き20m程度の張出しが認められる。

北部を東西に横断する道路と川（R-b：後述）が認められる。この西延長は、堂ノ上遺跡、を経て唐橋に至る。丘陵地形上には青江遺跡が立地する。

青江遺跡 瓦の分布がみられ、平成5年度の調査で南北方向の2列の柱穴列が検出されている。東側のものは一辺1m四方程度のピットが3個検出され、南端のピットからは径0.3m程度の柱痕が検出されている。柱間寸法は約3mとみられる。

西側からは東西に長い、1.2×0.8m程の掘り方のピットが4個検出され、柱痕の径は0.3m、柱間寸法は約2.1mである。

二列の柱穴列間の距離は約10mで、柱間寸法の違いから別個の建物とみられる。

時期は8世紀後半から、9世紀とみられる。若干の瓦が出土しており、近辺に瓦葺建物が存在したことが想定されている。

丘陵地形B-3

瀬田丘陵から北西へ延びる2本目の丘陵の先端が、高橋川によって切断され、独立したものとみられる。中路遺跡が立地する。

中路遺跡 8世紀以降の瓦が採取され、これを葺建物を中心とした建物群が存在したとみられる。

谷底平地b-1 丘陵地形B-1・C-1間の谷底平地である。中央を高橋川に合流する川が流れている。

谷底平地b-2 丘陵地形B-2・C-2間の谷底平地で、B-2の裾を流れていた川は流路を変えられ、丘陵地形B-2上を流れる。

谷底平地b-3 丘陵地形B-3・C-2間の谷底平地で、B-2の裾を川が流れ、東は高橋川によって区切られる。中央の段差によって西半と東半に分かれられる。

丘陵地形C-1（三大寺丘陵1）

丘陵地形Cは瀬田丘陵から延びる3本目の丘陵で、高橋川水系と宮川水系の分水嶺である。この付け根から北西に延びる部分を丘陵地形C-1と呼称しておく。惣山遺跡が立地する。

惣山遺跡 「三大寺」丘陵を斜断するように設けられた倉庫列を中心とした遺跡で、1996年度からの発掘調査により、丘陵上に南北約300mに渡って、12棟の建物が直列して建ち並んでいたことが明らかとなっている。

建物は南北棟で、規模は7間×4間、柱間寸法は南北が3m、東西が1.5mの総柱建物で、周囲に雨落溝が廻っている。建物周囲からは瓦が出土しており瓦葺建物とみられている。このような構造から、総柱の頑丈な瓦葺建物であると考えられ、倉庫であると考えられている。

倉庫は、日常的にはその中に収納される、米穀、武器・武具、宝物等、野晒しにできない物品の存在を仮に現わし、象徴する建築であるということができる。よってその存在や規模は、これを所有する主体者の経済力や武力等の裏付けが、可視的に表現されたものとみることができる。

惣山遺跡から検出された倉庫は南北21m、東西6mと極端に南北に長い建物である。そしてこれが12棟直列して丘陵上に配置されている。このことは、倉庫群が東西面いすれかを意識して計画されていることを示す。

よって、惣山遺跡から検出された倉庫群は単に物資の収納という倉庫本来の機能の外にも大きい役割が与えられていたとみられる。

惣山遺跡の倉庫群を国府の主要な施設が分布する西方からの主要道路である唐橋から東進するルート上の堂ノ上遺跡から望み見ると、遙かに望見される瀬田丘陵のスカイラインの下に、倉庫群が遠景正面を遮るように帶状に望まれると思われる。これは、唐橋から東進するルートに対して東限のひとつを示す建築群として立ちはだかっていると見ることができる。

瀬田丘陵のスカイラインをも凌駕するように見える帶状に連なる倉庫群は、これはこれを構築した主体者の巨大な権力を具現する建物群として、卓越した計画性を指摘することができる。

ただし倉庫群として適当な配置であるかは極めて疑問で、各倉庫への導線を考えればその計画は劣悪であったと見做される。その分巨大な権力を表現する建物群として際立つのであると思われる。

丘陵地形C－2（三大寺丘陵2）

東西方向の丘陵地形でC－1の西に接続する。国史跡近江国庁（三大寺遺跡）が立地する。

国史跡近江国庁跡（三大寺遺跡） 国庁は丘陵地形C－2、三大寺丘陵上に位置する。史跡に指定されており、その範囲は51413.6m²である。

内部は築地塀と道路によって複数の区画に画されているのが発掘調査によって明らかにされている。

国庁南端中央には南門が開かれると推定されている。

国庁は、国庁のほぼ中央に位置し、正（前）殿、後殿、東西の脇殿と、これらの建物を繋ぐ3棟の廊によって構成されている。

各建物は正殿を中心に稠密に配置されており、正殿の側面から前面にかけて東西の脇殿が置かれ、これらとこれらを繋ぐ2棟の廊によって囲まれた広場が確保され、官衙風とされる建築空間を構成してい

る。

これらの建築群は近接して建てられ、隣接する建物どうしが廊で接続されており、全体が一体の建築空間として機能するように計画されていたとみられ、あたかも後の寝殿造に似ており、官衙的と云うより、住宅的でさえある。

一般的に構造の判明している国府の政庁は正殿が他の建物と全く接続関係を持たず孤立的に設置され、その他の建物も独立的に配置される。

よって政庁は、庭を囲んで建つ「朝堂院」的な建物配置とは異なり、個々の建物を近接させ、或いは廊で繋いで、稠密な建築空間を形成する「内裏」的な建物配置を探るといえる。

また正殿を中心に後殿、東西の脇殿、正殿前庭が配置され、正殿を中心に放射状に配置されおり、正殿を核とした稠密で放射状の求心的な空間構造を採用している。3棟の建物を正殿に繋ぐ放射状の3棟の廊はこの構造をより明確に表す役割を果たしている。これは瀬田廃寺が塔を核に、同心円状に空間を組み立てているのとは小生格の異なる空間構造である。

政庁の西側からは約13×24mの木製外装基壇跡が検出され、この周囲には正面20m側面12m幅の広場が確保され、これらを囲繞する築地塀が検出されている。

政庁北西からは、梁行・桁行ともに3m等間、規模は5×2間で、東西棟の掘立柱建物が並行して検出され、この他にも掘立柱建物跡、柵等が検出されており、国庁域、外郭官衙域を形成していたものとみられる。

丘陵地形C－3（三大寺丘陵3）

丘陵地形C先端の北へ延びる部分を呼称する。丘陵先端には若松神社が鎮座する。丘陵上には一辺360尺を基準とする地割が遺存している。

谷底平地c－1

丘陵地形C－1・D－1間の平地で、丘陵地形C－1に沿う部分を呼称する。谷筋に沿って宮川が流れる。

谷底平地c－2

丘陵地形C－2・D－1間の谷底平地で、丘陵地形C－3から抜がる一辺360尺の地割の抜がりが認められる。この部分から丘陵地形D－1先端にかけ

て管池遺跡がみとめられる。

管池遺跡 関西電力瀬田変電所内から8世紀代以降の遺構が検出されている。¹⁶⁾

丘陵地形D-1

瀬田丘陵から北西へ延びる西から4本目の丘陵基部である。丘陵先端に管池遺跡が立地する。

高橋川の流路 高橋川は三大寺丘陵以南の範囲を集水域とする河川である。

本来の高橋川の流路は、丘陵地形Aの北側に沿って流下する一流(R-a)。丘陵地形Bの北側に沿って流下する一流(R-b)。があり、これが丘陵B-2北側付近で合流し、丘陵地形A-3の先端付近を経て、現在の瀬田川大橋と唐橋の中間付近で琵琶湖に流入していたものとみられる。

しかし現在の高橋川の流路は丘陵を絶ち割って流れおり、人工による河流の改変が推定できる。

そこで先ずR-bであるが、丘陵地形B-2北部を直線的に西流し、丘陵C-2の南西部でほぼ直角に北へ向きを変え、丘陵地形C-2の先端部を切り離して強引に北流しており、明らかに人工によるところとみられる。そしてこれによって国府域の南辺と西辺を決めるところのが近江国府域方9町説である。

次にR-aであるが、丘陵地形A-1の北に沿って流れたのち方向を変えて、丘陵地形Bの2と3の間を分断して流れしており、明らかに人工による河川の改変とみられる。推定されるR-aの氾濫原は、現在の唐橋の東詰めに相当し、R-aの移転は高橋川の氾濫から唐橋東詰めを守るために行われた可能性が考えられる。

このように高橋川の流路に人工が加わっていることは明白であるが、国府に関連するとみられるのはR-bであり、R-aは現唐橋架橋に伴う新しい時期のものである可能性がある。

3. 国府と近江国

1) 近江国府と東山道駅路

歴史地理学の主流な考え方として、駅路は可能な限り最短距離を設定されていたと考えられている。

これによれば都が平城にあった奈良時代において、東山道駅路が瀬田の国府域を迂回する可能性は低いと思われる。

この場合最短となるルートは田原道から田上の谷を北上し、青地に出、栗太郡衙と推定される岡遺跡付近を通過して、そのまま栗太郡条里に沿って北上するルートである。

瀬田丘陵を迂回することとなる従来の説よりも距離的に短くなることは疑いない。

このルートでは栗太郡衙と推定される岡遺跡(栗東町)、野洲郡衙と推定される小篠原遺跡(野洲町)、蒲生郡衙と推定される御館前遺跡(近江八幡市)、神崎郡衙と推定される大郡遺跡(五個荘町)がこの延長上の、同一線上に位置することとなる。

この後、都が山城に移された平安時代になると、駅路は唐橋を渡り、近江国府国庁の近傍を通るルートが開設されたものとおもわれる。

近江国府から篠原に至る駅路の推定線が、複雑に屈曲して復元されているのは、平安時代以前において(大津京期を除く)駅路がここを通っていなかつたのを、平安遷都に伴って、強引に設定したためと思われる。

国内を通る官道から国府が離れている事例として上野国府などがあり、特異な考え方ではないと思っている。

中央から全国支配を視野に入れて官道や拠点を設定する視点と、一国を支配する拠点ではおのずからその考え方方にずれが生じて当然であると思われる。

近江では中央に琵琶湖を抱えている関係上国内は必然的に東西の陸上交通路と琵琶湖の湖上交通路に分割される。この3者を統合し中央との関係を密に取る位置として近江国府は瀬田に設けられたとみられる。

これに対して東山道駅路は、中央と東山道に属する国々を迅速に結ぶことに目的があると思われる。そこに一国の中心である国府と、全国を視野に入れた官道の位置に4kmのずれが生じたと考える。



第2図 近江国府周辺復元推定図 ($S=1/80000$)

2) 近江国府へのアクセス

A：近江国府道

東山道と推定される田原道と国府を接続するルートで近江国府道と呼称しておく。平城京と東山道の各国府を結ぶ駅路から分岐し、近江国府に至る近江国府にとって最も重要な道である。

この道は現在の田上・関津町で東山道と分岐し、瀬田川に沿ってそのまま北上、西外域の1区画360尺の区画割を、国府域西境から5区画目に沿って丘陵A-4上の野畠遺跡を縦断、丘陵A-3上で、西部路に接続し、向きを東に変えて、堂ノ上遺跡に至りこの丘陵を越え、国府に至る。

野畠遺跡で検出された、この道路に対してL字状に建てられている総延長35mに及ぶ東西棟の建物列は、近江国府の入り口を象徴する役割も期待されていたと考えられる。

B：西部路

湖西と国府を結ぶルートで、西部路と呼称しておく。滋賀郡から唐橋を渡って、遺跡群の範囲に入り、近江国府道にアクセスするルートである。平安時代に入ると、平安京からの東山道がこのルートを用いるが、これ以前（大津京期を除く）は、主として国府と近江国内を結ぶルートに過ぎなかったと考えている。

C：大萱路

国府政府中軸線を延長した道路で、遺跡群北部を越えて北の南大萱へ向かって150m弱に渡って伸び、東北東に方位を変えて更に伸びている。但し、大萱付近の方位はほぼ真南北で、9世紀以降の東山道駅路として新たに付加された部分と推定しておく。8世紀段階は重要な道路ではなかったと思われる。

4. 国府の構想

1) 構想国府範囲

ここでは8世紀後半の瓦葺磧石建物の存在が想定される範囲を問題として構想国府範囲を推定する。

瓦が出土する遺跡が分布する範囲は高橋川の集水域で、周囲の丘陵上に近江国府、惣山遺跡の大倉庫列、瀬田廃寺、中路遺跡、青江遺跡が分布しておりこれらの配置意図を読み取りたい。

これらが分布する範囲は東西、南北とも、差し渡

し950mの範囲に拡がっている。国府跡はこの範囲の中央部北半分を占めており、瀬田廃寺は南西隅に立地し、惣山遺跡は東辺に位置する。

この範囲のはば中央を唐橋から東に延びる道路のラインが延びている。これと政府の中軸線の交点から南西に線を延ばすとこの上に瀬田廃寺の塔が立地する。先述したように瀬田廃寺は塔を核とした寺院である。

そこで政府の中軸線から、瀬田廃寺の中軸線迄の距離を、計測すると約360mになる。これは、直交する唐橋より延びる東西ラインから、瀬田廃寺の塔迄の距離も360mとなる事を示す。これを当時の基準尺である約30cmで割るとこの距離は約1200尺に相当する。

次いで政府中軸線から惣山遺跡の倉庫列迄の東西距離が約420mであり、これは1400尺に相当し、政府中軸線を軸として瀬田廃寺の両者がほぼ対称の位置にあることが知れる。このことは政府、瀬田廃寺、惣山遺跡、唐橋のあいだに何等かの幾何学的な関係が潜んでいることを示しており、この範囲に方格地割が構想されていた可能性が考えられる。

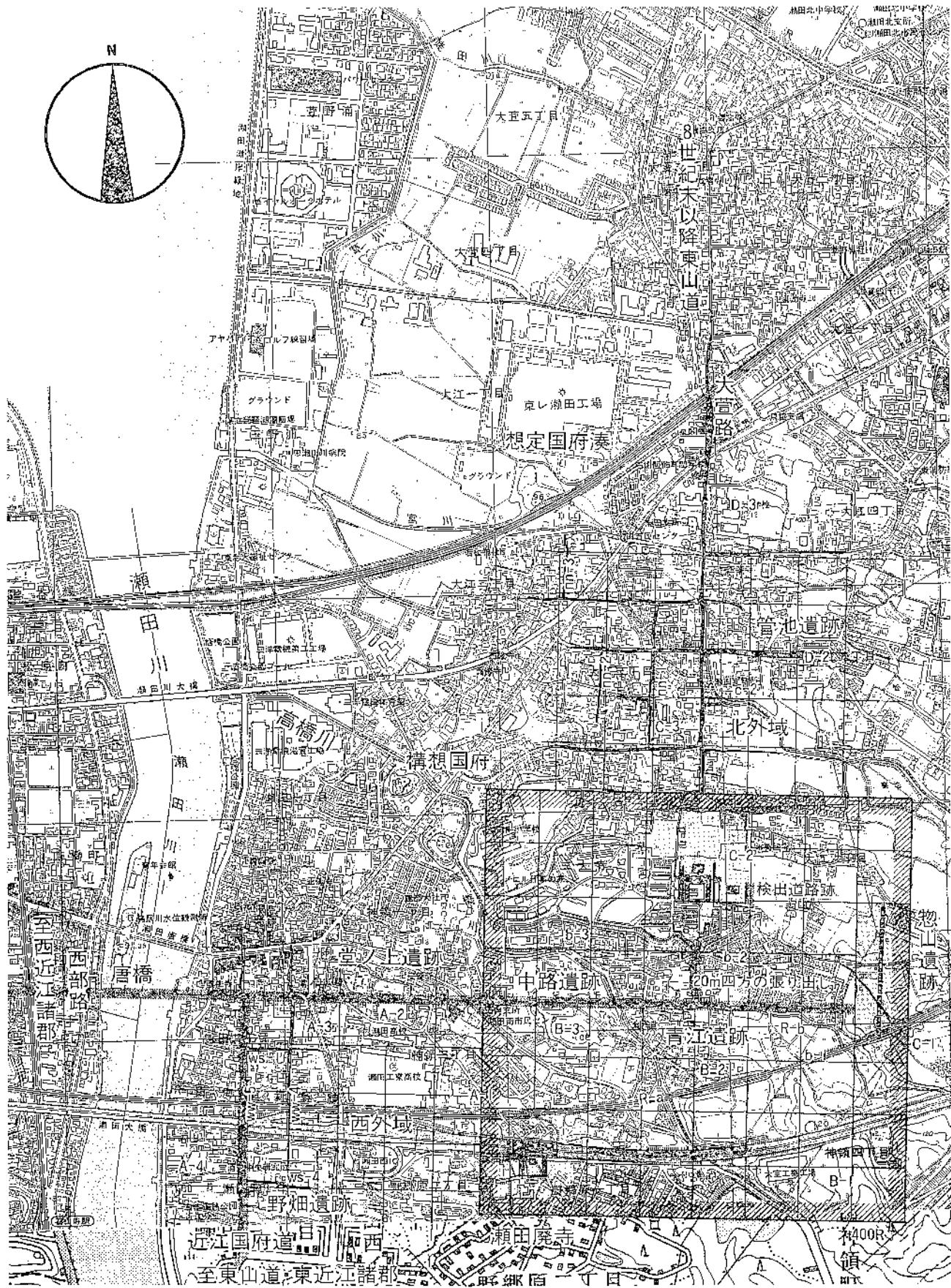
更に唐橋から延びる東西ラインから国府北端迄が約480m、1600尺である。

そこでこの範囲内で得られる地割に関わりがある施設間の距離を求めるとき、唐橋からの東西ラインから国府北端迄の1600尺、同じく東西ラインから瀬田廃寺塔迄の距離である1200尺を引くと400尺が得られる。

これを用いてこの範囲内を把握することを試みると、先ず国府域では、発掘調査の結果、政府中軸線から東築地区画の推定東側築地中軸迄の距離が約360尺で、400尺には40尺たりないが、40尺分を、東築地区画東側を南北行する道路の路面幅西側半分とみなすと、政府中軸線から道路芯々で東へ400尺の構想線が得られ、これを政府中軸線で西に折り返せば政府の構想東西幅は路面幅を含んで800尺となる。

また東築地区画東側の状況から道路の基本計画は平城京と同じ道路芯々制とわかり、国府域の構想が平城京の影響を受けていたことを知ることができます。

更に政府東築地区画東南北路は築地芯々間で幅80



第3図 8世紀後半代近江國府推定復元図 (S=1/12,500)

尺となり、平安京の一般の大路に相当する規模を有すと推測される。

国府の南北構想規模は谷底地形 b - 2 が入り込んでいるため南は限られており、国府の北門が国府跡から大萱に至る直線路の南起点とすれば、南北 3 区画分を占有していたみられる。

次に瀬田廃寺は、立地や塔を中心とした構造から 2 区画四方と推定される。

惣山遺跡は政庁中軸線から東へ 3.5 区画分の位置に倉庫列が設定されていることから、中軸線から東 3 区画分の位置に西区画線が推定され、検出された倉庫列の規模から、北区画線は唐橋より延びる東西ラインから北へ 2 区画分、南へ 1 区画分の南北 3 区画分とみられる。東区画線は政庁中軸線を軸にして対称の位置に在る瀬田廃寺の存在からみて 1 区画分と考えられ、倉庫列の配置に適合した南北に長い範囲を占めることになる。

倉庫区画へのアクセスは調査がなされていないが、唐橋から東へ延びる道路の延長が北から第 2・3 ブロック間に、推定政庁南門の東延長が北から第 1・2 ブロック間に T 字状に交わるものとみられ、この部分の東寄りに門施設が存在した可能性は高い。

以上のことから国府域本体の拡がりは、構想値で 1 区画を 400 尺四方とした 8 区画四方に推定される。この国府域はあくまでも構想である。しかし国府域、惣山遺跡、瀬田廃寺は確実にこの構想に沿って配置されている。

中路遺跡・青江遺跡がどの程度この構想の影響を受けていたかは現在のところ不明であり、今後の調査が待たれる。

また 1 町 = 400 尺、8 町四方の国府域を設定することによって、従来よりの問題であった三大寺丘陵を挟む南北での約半坪の地割のずれを解消することができる。

但しここで述べた構想線はあくまでも構想道路中軸線であり、この西側に数 m から十数 m 離れてこれに沿って区画溝や築地塀が設定されていたと考える。また自然地形によれり施行できなかった部分や、国府、惣山遺跡、瀬田廃寺のように、複数の区画を 1 つにしたためこれらが設けられなかつた部分もある

とみられる。

2) 構想国府の構造

構想国府は一辺 400 尺を基準とした規範を用いて、全体を方 8 町に計画したとみられる。国府を国府域の北、三大寺丘陵上に配置し、高橋川の集水域を囲んで、東邊に惣山遺跡を南西隅に瀬田廃寺を、この他の南側中央に中路遺跡、青江遺跡が配置されている。

先ず第 1 に国府域の北半分は、国府内最大の建物で、瓦積み基壇瓦葺きの正殿を核とした建築群を稠密に配置し、周囲に築地塀を廻らした政庁区域を設定し、これを中心に、木製外装基壇を区画の中心に置いた政庁東区域が配置され、これらを整然と南北方向の方格地割の中に位置付けながら、官衙群を配置し、全体としては正殿を核とした同心円構造が貫徹されているものとみられる。

国府域西方の丘陵地形 A - 2 に立地する堂ノ上遺跡上から国府域の配置を概観すると、右前方の丘陵上には塔が際際立つように伽藍配置を工夫した瀬田廃寺が。左前方に堀を連ねる国府の施設群が、そして高橋川流域の低い丘陵部を埋める施設群が展開し、これらの背後に延々と続く 12 棟もの瓦葺の倉庫群の存在がみてとれる。この建造物の集合体は建築主体の意図が十分に反映された、政治的モニュメント群とみられる。

3) 西外域

この国府に付属して一辺 360 尺を基準とした外域が、国府の西側と北側に隣接する平野や、低い丘陵上に存在していたとみられる。これをそれぞれ西外域、北外域と呼称しておく。

西外域は国府の西側、丘陵地形 A - 2・3・4 上に認められる。堂ノ上遺跡、野畠遺跡、唐橋遺跡に囲まれる範囲に主要な遺構が分布していたとみられ、唐橋の東詰めに位置する。

8 世紀の平城京でも同様の突出が東側に認められ、「外京」と呼称されて、京内と同じ道路歩道 400 尺の区画が施工されているが、外域は、国府域とは異なり 1 区画の基準は 360 尺で、明らかに国府本体とは差が付けられている。但し南北辺は国府の構想線を延長した、一辺 400 尺であった可能性が残存道 E S - J 等から推測される。

西外域は、丘陵地形 A - 3 上で唐橋ルートに東山

道から分岐した近江国府路が接続し、これらを国府に導く交通の要衝を占める。規模は東西が国府域西境から6坪分、南北6坪分を占めるとみられる。

また丘陵地形A-4上の野畠遺跡一次調査で検出された、全長36mに及ぶ建物列は近江国府路に直交し、これに対して威圧的に視覚化されていたと思われる。

よって湖西や東山道駅路に近接して設けられたとみられる近江国内の各郡衙からの使者や郡司は全て西外域に集まることとなり、西外域は、8世紀代近江国府の正面入り口的な機能を中心に関められた区域とみられる。このことを考えると堂ノ上遺跡はこの要に位置しており、西外域において重要な役割を果たしていたことは確実である。

4) 北外域

北外域は丘陵地形C-3上から、丘陵地形D-1に懸かり、国府域の北側に東西6坪分、南北5坪分を占めるとみられ、管池遺跡からは8世紀の遺物と掘立柱建物跡が検出されており、北外域は8世紀までその存在が遡ることが明らかとなっている。

北外域の存在は8世紀段階において、適当な理由を付けることが難しいが、位置的には国庁の北に接することから、国庁に関わる施設が存在した可能性が先ず考えられる。北外域に南接する国府域は三大寺丘陵上に位置しているが、南は丘陵南辺、西は2本の細い尾根が延びており、大規模な地形改変を行わないと纏まった面積を確保することは困難である。これに対して、国庁の東側や、北から北西にかけての丘陵C-3上の北外域には比較的広い空間を確保することが可能である。

北外域の残存地割を詳細にみると、大萱路より西はの…辺360尺区画は国府域より後出するものである可能性がある。

よって、8世紀当時のC-3丘陵上には国府域からルーズに張り出した外郭官衙や、国庁に付属する工房が立地していた可能性が考えられる。

これは残存地割道路Nw-1・2の北部が一辺360尺の規格に則っているが、南辺は一辺400尺を指向して南端は扇骨状に徐々に開いており、国府の基準規格が一辺400尺であることを、考慮に入れず、一辺360尺と認識して設定された可能性が考えられる。

また北外域は大江に所在する。この地名から大規模な入江の存在が想定され、国府湊の痕跡が地名として遺存した可能性を想像しておく。近江国内で物資の集散に大きな役割を果たしたのは湖上交通であると考えられる。よって国府に付属した湊の存在は不可欠であると考えられる。この湊の位置として北外域の管池遺跡付近は、谷底平地伴っており最適ではなかろうか。

集められた物資は収納されねばならない、国府内最大の収納施設は惣山遺跡から検出された倉庫列である。管池遺跡から惣山遺跡北端までは約1kmであり、陸路での運搬もたやすかったと思われるが、谷底平地cに沿って運河が掘削された可能性も否定できない。

これが9世紀以降になると、東山道の駅路は唐橋を渡り、西外域に設定されたとみられる瀬田駅（堂ノ上遺跡）を経て、国府域内を通過し、篠原駅に至るように設定し直されたと考える。

よって近江東部の各郡衙、更に東山道諸国府からの、近江国府への北玄関としての役割も付け加えられたとみられる。このとき北外域の一辺360尺を指向した区画が国府域の北側に設定されたとみられる。

遷都によって国府が移転した事例は幾つか指摘されているが、近江国府ではその構造に大きな変化をもたらしたといえる。

以上のように西外域と北外域の形狀は類似しているが、形成の経過はそれぞれ異なるものがあるとみられる。

5) 方位について

国府域周辺の方位は条里地割と異なり、都城や多くの地方官衙・古代寺院と同じく正方位を意識したものである。

近江国府ではN-4°-Eの、正方位に近い方位が主要な遺構と残存地割に認められ、全体を一つの領域としてとして纏める役割を果たしたとみられる。正方位は天淵をおこなったのであれ、磁石を用いたのであれ当時において、地形に左右されない絶対方位であり、天上の絶対的な秩序を地上に再現するという思想が実現の背景に在ったと思われる。

7. 結語

(国府を運用する集団)

このように近江国府域は正殿を核とする国庁、一辺400尺を基準とする国府、一辺360尺を基準とする外域に分かれるという空間構造を読み取ることができた。

そして正殿を核とした政庁域、これを取り囲む国庁域、外郭官衙域、国府域の同心円構造と、外域にみられる付加構造が組み合さって成立しており、全体的には正殿を起点（終点）とする階層構造に還元できるとみられ、これが近江国、更に国家に取り囲まれて存在している。

以上のように本稿ではこれまでとは異なる近江国府観を提示した。

しかし、現実に瓦葺建物を中心とする重要とみられる遺跡群は散在的に分布しており、都城とは似て非なるものであることは明らかである。

国府を調査・研究することは国府を運用する人間集団の形成や廃滅、その構成を明らかにすることである。よって国府を運用する集団を国府運用集団と呼称しておく。

近江国府の運用集団は、国府域の規模からから8世紀後半の近江において、最大の集団であると想像でき、近江国府運用集団の存在目的は中央政権の下で、近江国を日本国家の一部として円滑に運営することにあると考えられる。

国府運用集団の中心的人格は国司で、これを核として集団は求心的に編成されていたものとよみとれる。

しかしながら、国庁域、惣山遺跡、瀬田廃寺、青江遺跡、中路遺跡、堂ノ上遺跡等、国府を構成する重要な遺跡が狭い範囲で散在的に分散するのも近江国府のもつた特徴であり、国府関係遺跡の分散性は、運用集団が中心的人格（国司）を核としつつも、個々のセクション毎に或る程度の独立性が保持されていたことを示すとみられる。このことはそれぞれ集団がいずれもそれぞれの中核的人格に代表される階層構造を持っていたことを示していると推測される。

国府は1国に1つしか存在しない古代の近江における中核官衙であるが、このような状況からこれらの集合体である国府を一円的に計画することは不可

能であったとみられる。

このことは、国司が中央から派遣され、年期の決まった役職であることに原因が在ると思われる。

国府と引合いに出される都城が、大極殿を中心とした求心的な同心円構造であるのは、中心的人格である天皇が唯一絶対の存在であるからである。国府と都城の構造上の違いの根源はここにあると思われる。

本稿が国府研究、歴史的集団研究の一助になれば幸いである。

謝辞 本稿を成すにあたって伊達宗泰先生、鈴木康二、重岡 卓、神保忠宏、畠中英二、平井美典、細川修平、横田洋三の各氏に御教示を得ました。文末ながら御礼申し上げます。

註

- (1) 米倉二郎「近江国府の位置について」『考古学』6-8
1935
藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究（増訂版）』 1967
木下良「近江国府址について」『人文地理』18-3 1966
- (2) 金田章裕「国府の形各遺跡の位置付けとして、最ついで」
『国立歴史民俗博物館研究報告』第63集 国立歴史民俗博物館 1995
須崎雪博「近江国府跡調査の現状とその景観」『滋賀文化財だよりNo241』 1998
- (3) 林博通「瀬田廃寺」『近江の古代寺院』 1989
- (4) 県教委「大津市 瀬田堂ノ上遺跡調査報告」『昭和48年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』 1973
県教委「大津市瀬田 堂ノ上遺跡調査報告」『昭和50年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』 1975
- (5) 県教委・県協会「瀬田川浚渫工事関係埋蔵文化財発掘調査報告書 唐橋遺跡」 1992
- (6) 『古代文化』35号1巻
県教委「昭和五十四・五十五・五十六年度滋賀県文化財調査年報」
大津市教委『大津市埋蔵文化財調査報告書（12）埋蔵文化財包藏地分布調査報告書』 1987
- (7) 県教委「大津市野畠遺跡第二次調査報告」『平成4年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』 1992
『古代文化』第35巻第1号
- (8) 県教委「4. 錦織・近江国守周辺遺跡発掘調査報告書」
『平成5年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』 1995
- (9) 県教委「4. 錦織・近江国守周辺遺跡発掘調査報告書」
『平成5年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』 1995

- (10) 田中久雄「1. 近江国府関連遺跡最新情報 大津市大江五丁目近江国府跡・管池遺跡 大津市神領二丁目 惣山遺跡」『滋賀文化財だよりNo230』 1997
田中久雄「1. 近江国庁の大倉庫群発見 大津市神領・大江 惣山遺跡」『滋賀文化財だよりNo242』 1998
- (11) 県教委『滋賀県文化財調査報告書 第6冊 史跡 近江国衙跡発掘調査報告』 1977
- (12) 「政府の東側から基壇の痕跡がみつかる」『滋賀埋文ニュース 第228号』 1999
- (13) 県教委「5. 史跡近江国府跡の調査」「平成9年度滋賀県埋蔵文化財調査年報」 1999
県教委・県協会『神領（大津）県営住宅建替第3期新築工事に伴う発掘調査報告書 近江国府跡』 1999
- (14) 田中久雄「近江国府関連調査最新情報 大津市大江五丁目近江国府跡・管池遺跡 大津市神領二丁目惣山遺跡」『滋賀文化財だよりNo230』 1997
- (15) 足利健亮「第三節 古代の交通」『草津市史』第一巻 1981

編集後記

今回は執筆者数が少なかったものの、縄文時代から中世までの論考、および平成11年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会で発表された基調講演をまとめ、文章化したものを掲載できました。

来年からは21世紀となります、これまで以上に文化財の調査・研究が行われ、世の中に「文化財の保護」の意識が広がっていくことを願っています。(T. S)

平成12年3月

紀要 第13号

編集・発行 財団法人滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL(077)548-9780・9781

印刷・製本 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
TEL(077)533-1241 FAX(077)534-0846